

The Pacific Riding Horse Breeders Community

運営規則

制定 2007年10月20日

改正 2007年04月20日

改正 2008年11月02日

The Pacific Riding Horse Breeders Community

パシフィック ライディングホース ブリーダーズ コミュニティ

運営規則

本規則は、本コミュニティが運営のために定める規則で、運営規則という。

(馬匹登録)

第1条 本コミュニティは、設立目的の達成のため馬の血統登録管理を行うものとする。

第2条 馬匹登録をする場合は、その所有者は予めコミュニティの個人会員でなければならない。

第3条 会員は、所有する馬の血統登録を所定の手続きにより申請し、登録証の発行を受けることができる。

第4条 馬匹登録をする場合は、馬名をアルファベット表記でスペースを含む20字以内で、既登録馬に同一名のないものとする。

(共有馬)

第5条 複数人が共有する馬を登録する場合は(以下共有馬という。)、そのグループとして会員資格を獲得して、その名義のもと登録申請しなければならない。この時、複数人の各名義人と代表者名を記名しなければならないものとする。

この場合、共有名義人全員がそれぞれRRBCの会員であることを要するものとする。当該共有馬で共有名義人全員が競技会に出場することを妨げないものとする。

第6条 複数人で馬を所有する場合の名義名は、共有者の各人名とは異なる名義名を設定して、その名義名で会員資格を取得の上 馬匹登録をしなければならない。

この場合の名義名は、日本語またはアルファベット表記でスペースを含む20字以内とする。

(名義変更)

第7条 登録馬の名義の変更が生じた場合は、所定の用紙に譲渡者の記名押印の上 所定の手続きを行い、登録変更を行うことができる。共有馬の場合は、記名された代表者の記名押印によりこれを為すことができる。

第8条 登録事項(馬名を除く)に変更が生じた場合は、所有者の記名押印の上、所定の手続きにより変更登録することができる。この場合の料金は、変更申請1回につき5,000円とする。(変更事項が複数あっても同時に申請する場合は1回とみなす。)

但し、IBS の場合を除くものとする。

第9条 馬名の変更は、原則として出来ないものとする。

(再発行)

第10条 登録証の再発行は、その時点における登録名義人に対して行うものとする。但し、所有権の移動等が無かったことを何らかの方法で証明して、再発行の申請をしなければならないものとする。この場合の料金は前条と同様 5,000 円とする。

但し、IBS の場合を除くものとする。

(登録料)

第11条 当該馬匹登録の料金は、下記の通りとする。

| | |
|--------------------------|--------------|
| 馬匹登録 | ¥200,000.- |
| インセンティブブリーディングスタリオン(IBS) | |
| 登録料 | ¥50,000.- |
| 年会費 | ¥120,000.-/年 |

| | |
|-----------------|-----------|
| IBS の産出馬で当該年誕生馬 | ¥20,000.- |
|-----------------|-----------|

| | |
|--------------------|-----------|
| IBS の産出馬で誕生年の翌年の登録 | ¥50,000.- |
|--------------------|-----------|

| | |
|-----------------------|------------|
| IBS の産出馬で誕生年の翌々年以降の登録 | ¥100,000.- |
|-----------------------|------------|

| | |
|-------------------------|------------|
| 当該年誕生馬の登録 (IBS の産出馬を除く) | ¥100,000.- |
|-------------------------|------------|

| | |
|-----------|-----------|
| 当該年輸入馬の登録 | ¥50,000.- |
|-----------|-----------|

| | |
|--------------|------------|
| 輸入馬の輸入年以降の登録 | ¥200,000.- |
|--------------|------------|

但し、上記特例に該当しない場合は、全て登録料の¥200,000.-を登録費用とする。

| | |
|----------------------|------------|
| 登録記載事項の変更 (馬名の変更を除く) | ¥5,000.-/回 |
|----------------------|------------|

| | |
|--------------------------|-------------|
| IBS 登録記載事項の変更 (馬名の変更を除く) | ¥30,000.-/回 |
|--------------------------|-------------|

第12条 本コミュニティの初年度である2008年度の登録料を特例として、下記の通りとする。

| | |
|-------|----------|
| 馬匹登録料 | ¥5,000.- |
|-------|----------|

(IBS を除く全ての馬の登録を2008年12月31日までに為すものを扱うものとする。)

(ブリーディング)

第13条 会員は繁殖生産をする場合、スタリオンのオーナーは当該年度11月末日までに、当該年度のブリーディング状況を、所定の用紙 (スタリオンブリーディングレポート) に必要事項を記入して提出しなければならない。これを怠るものは、産出した子馬の登録を認めないものとする。

(IBS)

第14条 優良な乗用馬の生産繁殖を活性化することを目的として、インセンティブ プリーディングスタリオン（以下 IBS という。）の登録制度を一般の馬匹登録とは別に設定する。

登録事務手続きは、馬匹登録の規定に準ずるものとする。

但し、IBS の登録は、馬匹登録をなしたものののみが出来るものとする。

第15条 IBS の登録制度のもと、スタリオンのオーナーは、登録費¥50,000.-と年会費¥120,000.-を納入して登録するものとする。

尚、登録記載事項（馬名を除く）に変更が生じた場合は、速やかにその届をしなければならぬものとし、その変更登録手数料を1件当たり¥30,000.-とする。

登録証の再発行についても同様とする。

第16条 IBS の年会費の内¥100,000.-の用途目的を乗用馬の繁殖生産の促進事業（競技会のアデッドマネーとして）に特定して、使用するものとする。

（競技会）

第17条 本コミュニティは、設立目的達成のため競技会を開催または公認並びに後援するものとする。

第18条 主催及び公認の競技会におけるジャッジは、本コミュニティ理事会及び競技委員会が認定する者がこの任に当るものとする。

第19条 本コミュニティが後援する競技大会は、後援申請のあった競技大会の実施内容を本コミュニティの目的に照らして理事会が検討し、これを承認するものとする。

また、これに当たるジャッジは本コミュニティ競技委員の中から当委員会が任命して派遣するものとする。この場合原則としてこれに係る費用は、大会主催者の負担とする。

第20条 主催及び公認競技会に出場する選手は、出場手続き時に於いて本コミュニティの個人会員でなければならない。

第21条 主催及び公認競技会に出場する馬匹は、出場手続き時に於いて本コミュニティ登録馬でなければならない。

第22条 主催及び公認競技会のグリーンディヴィジョンを除く全てのディヴィジョンにおける出場馬は、当該ディヴィジョンへのエントリーを1回限り認めるものとする。

尚、グリーンディヴィジョンは、同一馬の出場を3回まで認めるものとする。

第23条 主催及び公認競技会のノンプロライダーが第三者名義の馬でオープンカテゴリーへ出場した場合は、この時点でノンプロ資格を喪失したものとする。

第24条 主催及び公認競技大会において、使用するビットは原則として AQHA の規定に準ずるものとする。この場合のレインハンドについても同様とする。

但し、大会本部が特に定めるローカルルールによって、変更することができる。

第25条 主催及び公認競技大会において、Open DV/ Ltd Open DV/ Non Pro DV/ Int Non Pro DV は、馬の年齢に関わらず、且つまた、使用するビットがハックモアかスナッフルかカーブビットに関わらず、ワンハンドで演技を行わなければならない。

第26条 主催及び公認競技大会において、Junior Horse DV は、馬の年齢が3歳以下の場合で使用するビットがハックモアかスナッフルの場合は、両手で演技することを認めるものとする。4歳以上の馬の場合は、使用するビットの如何に関わらずワンハンドで演技しなければならない。

第27条 主催及び公認競技大会において、Ltd Non Pro DV/ Green DV は、使用するビットに関わらず、両手での演技を認めるものとする。但し、ワンハンドで演技を開始した場合は、演技の途中で両手に変えることはできないものとする。

(競技成立)

第28条 主催及び公認競技大会において、全てのディヴィジョンにおいて、最低5以上のエントリー申し込みがある場合に、成立するものとする。正、ローピングディヴィジョンは、最低3エントリー以上とする。

(出場順)

第29条 主催及び公認競技大会のライダーの出場順は、原則として本コミュニティ競技委員会が決定するものとする。

但し、追加エントリーについてはその申し込み順の早いものから、すでに決定している出場順の先頭に組み入れるものとする。

尚、2回走行のクラスについては、その2回目の走行がファイナルゴーラウンド（ファイナルゴーラウンドのスコアで順位を決定する場合）となる場合、原則として抽選を行い、これを決定する。

また一人のライダーが複数頭エントリーしている場合は、その間に2頭以上の間隔をとるように配慮するものとする。

第30条 複数セクションを有する DV において、追加エントリーがあった場合の出場順は、大会本部において以下の方法を採用することができる。

3セクションの場合

追加エントリーが1

1st Section の01として組み入れる。

追加エントリーが2（追加申込の早い順から A,B）

1st Section の01にBを

2nd Section の01にAを

追加エントリーが3（追加申込の早い順から A,B,C）

1st Section の01にCを

2nd Section の 0 1 に B を
3rd Section の 0 1 に A を
追加エントリーが 4 (追加申込の早い順から A,B,C,D)
1st Section の 0 2 に D を 0 1 に C を
2nd Section の 0 1 に B を
3rd Section の 0 1 に A を
追加エントリーが 5 (追加申込の早い順から A,B,C,D,E)
1st Section の 0 2 に E を 0 1 に C を
2nd Section の 0 2 に D を 0 1 に B を
3rd Section の 0 1 に A を
追加エントリーが 6 (追加申込の早い順から A,B,C,D,E,F)
1st Section の 0 2 に F を 0 1 に C を
2nd Section の 0 2 に E を 0 1 に B を
3rd Section の 0 2 に D を 0 1 に A を
追加エントリーが 7 (追加申込の早い順から A,B,C,D,E,F,G)
1st Section の 0 3 に G を 0 2 に F を 0 1 に C を
2nd Section の 0 2 に E を 0 1 に B を
3rd Section の 0 2 に D を 0 1 に A を

第 3 1 条 主催及び公認競技会に於いて、エントリー締め切り後から競技日の前日午後 5 時までの間に追加エントリーをする場合は、エントリーフィの 5 0 %相当額をペナルティとしてエントリーフィにプラスして支払ってこれを為すことができる。

但しライダー並びに出場馬の変更の場合は、エントリーフィの 2 0 %相当額をペナルティとして支払うことによってこれを為すことができる。ただし、出場順の変更を目的とした変更は、これを認めないものとする。

第 3 2 条 主催及び公認競技会に於いて、出場する選手は馬を変えることによって同一ディヴィジョン毎に 3 回のエントリーを認めるものとする。

但し、当分の間 Non Pro カテゴリーにおいてのみ適用するものとする。

(複数回走行)

第 3 3 条 主催及び公認競技会において、複数回の走行によって競技を行うかどうかの選択は、原則として大会主催者がこれを決定するものとする。

但し、複数回走行による場合は、以下の規定により行わなければならない。

尚、複数回走行の第 1 回目の走行においてノースコアになった場合は、2 回目の走行へ進むことはできないが、スコア 0 の場合は、その他の規定に合致していることを前提条件として、進むことができるものとする。

1) エントリーが 1 5 未満の場合 2 回走行して、その合計点によって

- 順位を決定する。
- 2) エントリー15から29の場合 1st ゴーラウンドの成績上位 2/3 の競技馬がファイナルゴーラウンドへ進み、ファイナルゴーラウンドのスコアで順位を決定する。
- 3) エントリー30から44の場合 1st ゴーラウンドの成績トップ20の競技馬がファイナルゴーラウンドへ進み、ファイナルゴーラウンドのスコアで順位を決定する。
- 4) エントリー45から87の場合 1st ゴーラウンドの成績トップ25の競技馬がファイナルゴーラウンドに進み、ファイナルゴーラウンドのスコアで順位を決定する。
- 5) エントリー88以上の場合 全エントリー馬が、2回走行を行い、その合計点のトップ30の競技馬がファイナルゴーラウンドに進み、ファイナルゴーラウンドのスコアで順位を決定する。

(料金)

第34条 諸料金規定

- 1) 個人会員
- | | |
|-----|-------------|
| 入会金 | ¥5,000.-/名 |
| 年会費 | ¥10,000.-/名 |

更新会員の場合は、入会金は免除されるものとする。但し、有効期限の12月31日までに、更新手続きをしなければならない。この期限までに更新手続きをしなかった場合は、新規入会と同様の入会金と年会費を納入しなければならない。

- 2) 馬匹登録 第11条の規定の通りとする。
- 3) ブリーディングレポート
- | | |
|-------|------------|
| スタリオン | ¥1,000.-/頭 |
| メア | ¥1,000.-/頭 |

締め切り日 当該年11月末日(指定期日後は、料金の倍額とする。)

- 5) インセンティブ ブリーディングシステム スタリオン登録
- | | |
|----------|--------------|
| 登録料 | ¥50,000.-/頭 |
| 年会費 | ¥120,000.-/頭 |
| 記載事項変更登録 | ¥30,000.-/回 |

(ライダーズ区分)

第35条 ライダーズ区分は、以下の7ディヴィジョンとする。ただし、競技大会及び競技種目によっては、オープン並びにノンプロの各カテゴリーに括って行うことができる。

1) オープンディヴィジョン(Open DV)

無制限のクラスで誰でもがエントリーできるものとする。

2) リミテッドオープン ディヴィジョン(Ltd Open DV)

オープン及びリミテッドオープンディヴィジョンのクラスにおいて前年1年間の獲得賞金額¥300,000.-以上のライダーを除く誰でもがエントリーできるものとする。

3) ノンプロディヴィジョン(Non Pro DV)

ノンプロのライダーであれば誰でもがエントリーできるものとする。

当該年において、4)の規定に基づいて当該ディヴィジョンに昇格した者が、4)の規定未滿の獲得賞金であった場合は、翌年インターメディアエイトノンプロディヴィジョンに降格することができる。

4) インターメディアエイトノンプロ ディヴィジョン(Int Non Pro DV)

ノンプロのライダーで、前年1年間の Non Pro DV 及び Int Non Pro DV における獲得賞金額が¥300,000.-以上のライダーを除く誰でもがエントリーできるものとする。

当該年において、5)の規定に基づいて当該ディヴィジョンに昇格したライダー及び3)の規定に基づいて当該ディヴィジョンに降格したライダーが、4)の規定未滿の獲得賞金であった場合、翌年リミテッドノンプロディヴィジョンに降格することができる。

5) リミテッドノンプロ ディヴィジョン(Ltd Non Pro DV)

ノンプロのライダーで、前年1年間の Non Pro DV/ Int Non pro DV / Ltd Non Pro DV における獲得賞金額が¥200,000.-以上のライダーを除く誰でもがエントリーできるものとする。

6) グリーンディヴィジョン(Green DV)

ノンプロのライダーで、前年1年間の Non Pro DV / Int Non Pro DV / Ltd Non Pro DV/Green DV における獲得賞金が¥100,000.-以上のライダーを除く誰でもがエントリーできるものとする。

前年の獲得賞金額が当該規定を超えて昇格した者は、生涯このクラスにエントリーすることが出来ないものとする。

7) ジュニアホースディヴィジョン(Junior DV)

オープンディヴィジョンと同様とする。ただし、当該年において馬の年齢が満3歳以上で且つ満6歳以上を迎えない馬のみがエントリーできるものとする。

当該クラスでの獲得賞金は、プロ・ノンプロのライダーに関わらず（の場合は）、オープン DV の獲得賞金として累積するものとする。（に加算し、ノンプロカテゴリーのライダーの場合は、ノンプロ DV の獲得賞金に加算するものとする。）

（ノンプロ規定）

第36条 第三者のために馬を調教したり、競技大会に出場したり、または自分以外の者をインストラクティングしたりする行為をしない者をノンプロという。

尚、第三者名義の馬で競技に出場した場合は、この時点を以てノンプロ資格を喪失し、プロフェッショナルライダーと見なされる。従って、ノンプロのカテゴリーのクラスに出場することができないものとする。

第37条 本コミュニティの事業年度（1月1日より12月31日）に於いて3ヶ年、第三者名義の馬で競技会に出場しなければ、ノンプロ DV への復帰を認めるものとする。但し、第三者のために馬の調教をしたり、インストラクティングしていないことを前提とする。

（各委員会及びその主旨）

第38条 理事会は、次の各委員会を設置し、以下の業務分掌に基づき運営する。

1) ノンプロ委員会

ノンプロライダーの意見反映。
ノンプロライダーの増員計画の策定及びその実施。
ノンプロ DV における Age Event の創設。
その他。

2) トレーナー委員会

トレーニング技術の革新。
トレーナーのマナーの啓蒙。
インストラクターの技術革新。
講習会講師の認定。
講習会に関する業務及び実施。
その他。

3) 繁殖・生産委員会

良質馬の産出。
繁殖促進の企画運営。
Incentive Breeding System に関する企画及び業務。
生産乗用馬の流通システムの確立。
その他。

4) 競技委員会

競技規則の策定。

競技会の企画。
賞典の企画運営。
競技会の実行運営。
競技会運営チームの統括。
後援大会におけるジャッジの認定及び委任。
その他。

5) 総務委員会

事務局の統括。
会則・運営規則管理運営業務。
会計・決算事務。
会員管理。
馬匹登録管理。
競技会エントリー受付業務。
各種データ管理。
各種委員会統括運営事務。
関係団体との折衝業務。
機関誌発行事務。
各種章典。
広報
Web Site の管理運営。
その他。

6) 国際部

海外関係団体との折衝業務。
AQHA。
NRHA。
APHA。
その他。

7) 各支部

第39条 他の団体やグループが行う活動が、本コミュニティの主旨や活動を阻害するおそれがある場合、理事会の決議を以て、何らかの制限及び規制を行うことができるものとする。

(除名)

第40条 理事会は、会則第14条の規定に基づき、2/3以上賛成による議決を以て会員を除名することができる。

第41条 理事会は、前条の規定により会員の除名処分をするときは、原則として最低1回以上の書面か面接における聴聞会により、本人の意思を確認の上、理事会を開き判断することとする。

但し、理事会が全員一致で除名の議決を行い、且つ緊急を要すると判断したときは、この限りでない。

以上